

## 長浜市告示第356号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の規定に基づき、次により長浜城歴史博物館、浅井歴史民俗資料館及び高月観音の里歴史民俗資料館の入館料の徴収に関する事務を委託したので、同条第2項及び長浜市財務規則（平成18年長浜市規則第35号）第42条第2項の規定により告示する。

令和7年12月26日

長浜市長 浅見 宣義

### 1 指定公金事務取扱者の住所及び名称

長浜市北船町3番24号えきまちテラス長浜  
公益社団法人長浜観光協会 会長 前川 和彦

この場合において、「長浜おでかけパスポート」を販売する指定公金事務取扱者は、別表に掲げる施設を運営する同表に掲げる運営団体等とする。

### 2 委託した公金事務に係る歳入の種類

- (1) 長浜市長浜城歴史博物館条例（平成18年長浜市条例第196号）及び長浜市長浜城歴史博物館管理規則（令和2年長浜市規則第39号）に基づく長浜城歴史博物館の入館料。ただし、「長浜おでかけパスポート」により配分される当該入館料に係るものに限る。
- (2) 長浜市歴史民俗資料館条例（平成18年長浜市条例第197号）及び長浜市歴史民俗資料館管理規則（令和2年長浜市規則第40号）に基づく浅井歴史民俗資料館及び高月観音の里歴史民俗資料館の入館料。ただし、「長浜おでかけパスポート」により配分される当該入館料に係るものに限る。

### 3 指定をした日

令和7年10月1日

### 4 委託をした日

令和7年10月1日

### 5 委託期間

令和7年10月1日から令和8年9月30日まで

### 6 収納の方法

委託販売方式による。